

組合員、准組合員の皆様へ

埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

令和6年12月2日以降に新規加入、住所氏名等変更や 保険証の再交付申請をした場合に発行する証について

現在有効な保険証をお持ちの方は、資格喪失や、保険証の記載事項（住所、氏名、記号番号等）に変更がない限り、有効期限（最長：令和7年12月1日）まで引き続きご利用いただけますので、お手元の保険証は大切に保管してください。

令和7年11月頃に、マイナ保険証の保有状況を組合で確認のうえ、「資格情報通知書」または「資格確認書」を一斉送付します。

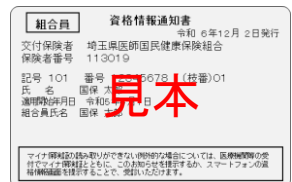
令和6年12月2日以降に手続きをした方

（新規加入、住所氏名変更、記号番号変更、保険証紛失による再交付申請など）
⇒以下のいずれかを発行します。

「資格情報通知書」（旧「資格情報のお知らせ」）が発行される方

「資格情報通知書」は、過去のお知らせで名称を「資格情報のお知らせ」としていたものです。医療機関等でマイナ保険証の読み取りができないときや、組合に申請する際の被保険者記号番号の確認とにご利用ください。

- マイナ保険証を保有する方
（マイナンバーカードを保有し、保険証情報を紐づけている方）
※受診時には必ずマイナンバーカードが必要です。

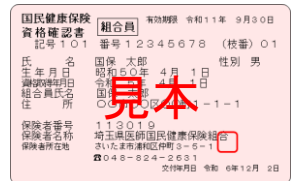


（紙製・カード型）

「資格確認書」が発行される方

「資格確認書」は、マイナ保険証を保有していない被保険者が医療機関等を受診する際に提示するものです。

- マイナ保険証を保有しない方
（マイナンバーカードを保有しない方、マイナンバーカードを保有しているが、保険証情報を紐づけていない方）
⇒申請不要で、発行します。



（紙製・カード型）

- マイナ保険証を保有しているが、以下のような事情があつて資格確認書が必要な方

- ①マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない
 - ②マイナンバーカードを返納する予定である
 - ③介助者等の第三者が、高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である
 - ④その他（マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない事情がある）
- ⇒「資格確認書交付申請書（様式第40号）」によって申請いただくことで、発行します。

「加入」「喪失」「住所氏名変更」が発生した際は、従来と同様、所定の手続きが必要です。

なお、「資格情報通知書」に住所の掲載はありませんが、住所変更の届出は必要ですので、ご注意ください。



お問い合わせ

TEL 048-824-2631

(R6.12)